

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達
がなされることを条件とするものです。

令和8年3月27日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 平山 大輔

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

川の安全利用学習会運営(札幌河川事務所)

(本役務は、札幌河川事務所管内の児童に対して「川の安全利用学習」を通じて、
身近な河川の安全利用の意識向上を図るとともに、石狩地区地域防災施設の見
学希望者に対して施設及び展示物の説明補助を行うものである。)

(2) 業務内容

ア 川の安全利用学習会運営

イ 石狩地区地域防災施設見学補助

(3) 履行期限 令和9年1月15日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定 に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の 提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること(ただし、地方自治体 を除く。)

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を
受けていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされてい る者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなさ れている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次
に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写し)

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請
書変更届

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし て、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな いこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (7) 北海道内に本店、支店又は営業所、その他の業務を適正に履行することが可能な拠点を有すること。
- (8) 業務実績に関する要件
平成27年度以降に完了した以下に示す業務における実績を有することとし、令和7年度完了予定見込みの業務も対象とする。なお受注実績回数は問わない。
同種業務：河川利用における安全教育に関する業務、又は河川環境調査に関する業務
(上記の業務は同一業務でなくてもよい)
- (9) 技術者等に関する要件
以下に示すいずれかの資格又は実績を有する者を管理技術者として配置できること。
- ① NPO法人川に学ぶ体験活動協議会が認定する「川の指導者資格」又はこれと同等と認められる資格を有する者。
同等と認められる資格は以下のとおり。
- ・ NPO法人自然体験活動推進協議会が認定する「CONE指導者」
 - ・ 公益財団法人河川財団が認定するプロジェクトWETの「エデュケーター、ファシリテーター」
 - ・ 一般財団法人公園財団が認定するプロジェクト・ワイルドの「エデュケーター、ファシリテーター」
- ② 子どもの水辺サポートセンターが支援する各種活動における指導経験。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局札幌開発建部契約企画課上席専門官（調達スタッフ）
電話 011-611-0269（内線 3283）電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年3月27日から令和8年4月8日まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、北海道開発局札幌開発建設部ホームページを参照すること。

(説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。)

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限、方法

ア 提出期限

令和8年4月8日12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。